

報道発表資料

令和 3 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（大分県版）

令和 4 年 12 月

熊本国税局

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査したことにより、**実地調査（特別・一般）の 1 件当たりの申告漏れ所得金額は過去 10 年間で 2 番目**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 184 件（前事務年度 109 件）、着眼調査が 32 件（同 13 件）であり、簡易な接触の件数は 4,156 件（同 2,341 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 4,372 件（同 2,463 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 2,126 件（同 1,745 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、19 億 9 千 1 百万円（同 10 億 7 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 18 億 4 千 7 百万円（同 9 億 5 千 3 百万円）、着眼調査によるものは 1 億 4 千 4 百万円（同 5 千 4 百万円）となっています。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、特別調査・一般調査によるものは 1,004 万円（同 874 万円）、着眼調査によるものは 449 万円（同 416 万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 21 億 3 千 7 百万円（同 20 億 6 千 8 百万円）となっており、調査等合計では 41 億 2 千 8 百万円（同 30 億 7 千 5 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、2 億 7 千 2 百万円（同 1 億 6 千 1 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 2 億 6 千 5 百万円（同 1 億 5 千 4 百

万円)、着眼調査によるものは650万円(同7百万円)となっています。

- 1件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは144万円(同141万円)、着眼調査によるものは20万円(同54万円)となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は8千1百万円(同1億2千万円)となっており、調査等合計では3億5千3百万円(同2億8千万円)となっています。

(参考)

- 1 実地調査(特別調査・一般調査)とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査(着眼調査)とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	109		13		122		2,341		2,463	
		184	168.8%	32	246.2%	216	177.0%	4,156	177.5%	4,372	177.5%
申告漏れ等の非違件数	件	95		9		104		1,641		1,745	
		168	176.8%	17	188.9%	185	177.9%	1,941	118.3%	2,126	121.8%
申告漏れ所得金額	万円	95,312		5,402		100,714		206,781		307,495	
		184,715	193.8%	14,375	266.1%	199,090	197.7%	213,744	103.4%	412,833	134.3%
追徴税額	本税	13,329		638		13,968		10,262		24,230	
		22,552	169.2%	577	90.4%	23,129	165.6%	8,086	78.8%	31,215	128.8%
	加算税	2,061		62		2,122		1,654		3,776	
		3,982	193.2%	73	117.7%	4,055	191.1%	49	3.0%	4,103	108.7%
	計	15,390		700		16,090		11,916		28,006	
		26,534	172.4%	650	92.9%	27,184	168.9%	8,134	68.3%	35,318	126.1%
一件当たり	申告漏れ所得金額	874		416		826		88		125	
		1,004	114.9%	449	107.9%	922	111.6%	51	58.0%	94	75.2%
	本税	122		49		114		4		10	
		123	100.8%	18	36.7%	107	93.9%	2	50.0%	7	70.0%
	加算税	19		5		17		0.7		2	
		22	115.8%	2	40.0%	19	111.8%	0.1	14.3%	1	50.0%
	計	141		54		132		5		11	
		144	102.1%	20	37.0%	126	95.5%	2	40.0%	8	72.7%

- 注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前年度実績の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、97件（前事務年度46件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、88件（同40件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、9億5千2百万円（同1億5千7百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	2事務年度	3事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	46	97	210.9
土地建物等	36	91	252.8
株式等	10	6	60.0
②	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	40	88	220.0
土地建物等	30	83	276.7
株式等	10	5	50.0
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	87.0	90.7	3.7
土地建物等	83.3	91.2	7.9
株式等	100.0	83.3	▲ 16.7
④	万円	万円	%
申告漏れ所得金額	15,710	95,248	606.3
土地建物等	10,899	93,896	861.5
株式等	4,811	1,352	28.1
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	342	982	287.1
土地建物等	303	1,032	340.6
株式等	481	225	46.8

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 無申告等の調査を重点的に実施したことにより、実地調査（特別・一般）の1件当たりの追徴税額は132万円で過去10年間で最高

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が115件（前事務年度79件）、着眼調査が20件（同5件）であり、簡易な接触の件数は613件（同450件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は748件（同534件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は505件（同399件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1億6千1百万円（同7千7百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1億5千2百万円（同7千6百万円）、着眼調査によるものは1千万円（同1百万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは132万円（同96万円）、着眼調査によるものは48万円（同25万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は6千7百万円（同5千5百万円）となっており、調査等合計では2億2千8百万円（同1億3千3百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
項 目			対前年比									
調 査 等 件 数	件	79		5		84		450		534		
		115	145.6%	20	400.0%	135	160.7%	613	136.2%	748	140.1%	
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	67		5		72		327		399		
		105	156.7%	19	380.0%	124	172.2%	381	116.5%	505	126.6%	
追 徴 税 額	本 税	万円	6,547		99		6,646		4,920		11,566	
			12,816	195.8%	813	821.2%	13,629	205.1%	6,361	129.3%	19,990	172.8%
	加 算 税	万円	1,075		25		1,100		620		1,720	
		2,354	219.0%	153	612.0%	2,507	227.9%	294	47.4%	2,801	162.8%	
	計	万円	7,623		124		7,746		5,540		13,287	
		15,170	199.0%	966	779.0%	16,136	208.3%	6,655	120.1%	22,791	171.5%	
一 件 当 た り	本 税	万円	83		20		79		11		22	
			111	133.7%	41	205.0%	101	127.8%	10	90.9%	27	122.7%
	加 算 税	万円	14		5		13		1		3	
		20	142.8%	8	160.0%	19	146.1%	0.5	50.0%	4	133.3%	
	計	万円	96		25		92		12		25	
		132	137.5%	48	192.0%	120	130.4%	11	91.7%	30	120.0%	

- 注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出者に対する提出依頼を行った件数を含む。
- 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。